

【異なる学校種の副免許】

「教育職員免許法第5条別表第1」及び「教員職員免許法施行規則第2条第1項の付表（備考11）」又は「教員職員免許法施行規則第5条第1項の付表（備考4）」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類						
		小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状		高等学校教諭一 種免許状		
				保 健 体 育	左記 以外	保 健 体 育	左記 以外	
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許を必ず取得のこと						
大学において 修得すること を必要とする 最低単位数	教科及び教科の指 導法に関する科目	30	--	28	28	28	24	
	領域及び保育内容 の指導法に関する 科目	--	18	--	--	--	--	
	教育の基礎的理解 に関する科目	4	4	4	4	4	4	
	道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	12 (健康 体育学 科)	10 (子ど も支援 学科)	4	10	10	8	8
	教育実習	2	3	2	2	3	2	
	教職実践演習	0	0	0	0	0	0	
	大学が独自に設定 する科目*	0	8	0	2	2	8	
最低修得単位数 計		48/46	37	44	46	45	46	

※「大学が独自に設定する科目」の詳細については、P117・118を参照。

【特別支援学校教諭免許】

「教育職員免許法第5条別表第1」及び「教員職員免許法施行規則第7条」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類
		特別支援学校教諭 一種免許状
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許 を必ず取得のこと
大学において 修得すること を必要とする 最低単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2
	特別支援教育領域に関する科目	16
	免許状に定められることとなる特別支 援教育領域以外の領域に関する科目	6
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒 についての教育実習	3
最低修得単位数 計		27

※特別支援学校教諭免許は一括申請となりますが、申請にあたっては各自の所属する学科の基礎免許を取得していることが必要です。